

幕別町公告第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び幕別町財務規則（昭和63年規則第15号）第82条第1項の規定により、制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

令和8年10月13日

幕別町長 飯田晴義

1 入札に付する事項

(1) 物件名 札内青葉町旧教員住宅

① 入札番号 一般1

② 売払い物件

土地 ア 幕別町札内青葉町185番地〇〇 宅地 1,330.21 m²

イ 幕別町札内青葉町185番地〇〇 宅地 10.37 m²

※分筆登記中につき、地番未確定

建物 ウ ブロック造2階建（6戸） 床面積 434.20 m²（平成3年築）

※物件には別途物置が付属となる。

エ ブロック造平屋建 床面積 75.35 m²（平成3年築）

※物件には別途物置が付属となる。

2 予定価格（最低売却価格） 24,316,000 円

（税抜き 土地 18,216,000 円 建物 6,100,000 円）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者（以下「入札者」という。）に必要な資格を次のとおり定める。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 幕別町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成17年要綱基準等第14号）に基づく指名停止を公告日から入札執行までの間に受けていない者であること。

(3) 幕別町公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年要綱基準等第30号）に定める入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 町税等に滞納が無く、土地代金の支払いが確実な者であること。

(5) 幕別町の区域内に本店または支店を置く法人（支店については、登記されていること）、または、幕別町の区域内に本店または支店を置く複数の法人で構成される共同体（コンソーシアム。この場合においては、所有権移転を受ける代表者を定めること。）

4 用途の制限等

(1) 本物件については、主に北海道幕別清陵高等学校生徒の居住の用に供するものとする。

(2) 契約締結の日から令和9年3月25日までに第1号に掲げる事業を開始すること。

(3) 契約締結の日から5年間は第1号に掲げる事業に供すること。

(4) 前各号の履行の確保を図るため、売買した土地・建物には、原則契約締結の日から5年間の買戻し特約登記をするものとする。買戻し特約の登記抹消費用は、譲受人の負担とする。

① 買戻しをするとき

譲受人が次の行為を行ったときは、幕別町が買戻しを行うものとする。

ア 所有権移転から令和9年3月25日までに第1号に掲げる事業を開始しないとき。

イ 次の【権利義務の譲渡等の制限】の規定に違反したとき。

売買契約締結後5年間は、当該土地又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、抵当権、地上権、質権、使用賃借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転しようとするときは次の各号に定める場合を除き、町の承認を受けなければならない。

- ・ 相続その他の一般継承により当該権利が移転する場合。
- ・ 滞納処分、強制執行、競売法により競売又は企業担保権の実行により、当該権利が移転する場合。
- ・ 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用される場合。

(5) 買戻しをした場合は次のとおり取り扱うものとする。

- ① 物件を契約時の状態に戻して幕別町に返還すること。
 - ② 買戻しをする場合の価格は売買契約に定める売買代金とし、当該返還に伴う利息については返還しないこととする。
 - ③ 売買契約書に定める手数料として、売買代金の4.5%を徴すること。
- (6) 幕別町が当該契約を解除もしくは買戻しをしたことによって、譲受人が万一損失を受けるようなことがあっても、幕別町はその補償はしないものとする。
- (7) 第1号の事業の提供に当たっては、次の事項を実施するものとし、必要な改修を実施したのち、入居者募集の要項等を町に提出すること。
- ① 1 (1) ②ウの建物について、主たる用途に供する際は、1戸当たり3人以内の入居を想定すること。
 - ② 食事は、原則として毎日朝食・昼食・夕食の3食提供すること。
 - ③ 1 (1) ②ウの建物について、浴室における給湯設備の整備を行うこと。
 - ④ 1 (1) ②ウの建物について、各戸の冷暖房設備の整備を行ったうえで提供すること。
 - ⑤ 1 (1) ②エの建物について、リビングに冷暖房を設置すること。
 - ⑥ 入居者の費用については、食費、家賃・水道光熱費等その他の管理経費を含め、10万円以内（食費3万円程度、家賃・水道光熱費等その他の管理経費7万円程度を想定）とすること。

5 入札又は開札の場所及び日時

- (1) 入札場所 幕別町役場2階 2-A B会議室
- (2) 入札日時 令和8年11月13日（金）午前10時（10分前までに入室すること。）
- (3) 開札の場所及び日時
入札場所において、入札の終了後直ちに、入札者立ち会いのもと行う。

6 契約条項、設計図書等を示す場所及び期間

- (1) 場所 幕別町企画総務部総務課
- (2) 日時 公告日の翌日から10月30日（金）まで

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定していた入札
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札
- (5) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (6) 入札書に記名押印がない入札
- (7) 郵便による入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

9 入札参加資格申請に関する事項

入札者は、入札に参加するにあたり、次の書類を指定した期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① 競争入札参加資格申請書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 印鑑証明書
 - ④ 履歴事項証明書
 - ⑤ 未納がないことの証明（幕別町から課税されている全ての税目）
 - ⑥ コンソーシアムの場合は、協定書の写
 - (2) 提出期日
令和8年10月30日（金）午後5時まで（ただし開庁日及び開庁時間内とする。）
 - (3) 提出場所等
幕別町企画総務部総務課に持参とする。
 - (4) 入札参加資格審査の結果通知
幕別町入札参加者資格審査会において、入札参加資格及び申請書について審査し、競争入札参加資格審査通知書（様式3）により令和8年11月2日（月）に通知する。
 - (5) 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明
入札参加資格を有しないと認めた者で、町長に対し、その理由についての説明を求める場合は、令和8年11月12日（木）午後5時までに書面により、幕別町企画総務部総務課へ提出すること。町長は、説明を求められたときは、令和8年11月19日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
 - (6) その他
入札参加資格審査通知書を受けた日から入札執行までの間に入札参加資格を失った場合又は申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 10 入札の方法
- (1) 入札者は入札書を作成し、封書に自己の氏名を表記して入札場所の入札箱に提出しなければならない。
 - (2) 代理人において入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。この場合の入札書は、入札者と代理人の氏名を併記し、代理人が押印したものとする。
 - (3) 代理人は、同一入札において2人以上の代理人になることができない。
 - (4) 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。
- 11 再度入札
- (1) 開札の結果、落札に至らない場合は直ちに初度の入札者で再度入札を2回まで行う。
 - (2) 再度入札によっても落札に至らなかった場合は、入札者のうち最高価格を提示した1者から再度見積書を徴し、予定価格の範囲内（最低売却価格以上）であれば、随意契約により契約を締結する。
 - (3) 再度入札の際の入札書は、封書を省略することができるものとする。
- 12 落札者の決定
- (1) 有効な入札を行った者のうち、最低売却価格を超え、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 13 契約保証金に関する事項
- 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができるものとする。
- 14 現場説明の場所及び日時
- (1) 場所 幕別町札内青葉町185番地の1（売却物件現地）
 - (2) 日時 令和8年10月16日（金）午前10時から

15 その他

- (1) 登記に要する費用は(必要書類に係る経費・登録免許税等)は別途購入者の負担とする。
- (2) 土地・建物は、現状有姿のままの引渡しとなるため、必ず周辺状況を確認し、了解のうえ、入札に参加すること。
- (3) アの物件内に幕別町が設置する防犯灯が現存しているが、所有権移転登記までに撤去予定であるので承知のこと。
- (4) エの物件について、既設のテレビ用屋外アンテナが隣接する町有地(札幌市青葉区185番地の5)に越境しており、当面は現況の状態を認めるが、付け替えなどの際は越境しないようにすること。

16 入札及び契約に関する事項等を担当する部署

- (1) 部署名 幕別町企画総務部総務課契約管財係
- (2) 住所 中川郡幕別町本町130番地 1
- (3) 電話 0155-54-6608 (直通)